

# 仕 様 書

## I 概 要

- 1 年度及び名称 令和4年度及び令和5年度 日高総合庁舎電力調達
- 2 需要場所 日高総合庁舎  
御坊市湯川町財部651
- 3 業種及び用途 官公署（事務所）

## II 仕 様

- 1 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式、蓄熱式負荷設備、発電設備等

- (1) 供給電気方式 交流3相3線式
- (2) 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- (3) 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- (4) 標準周波数 60Hz
- (5) 供給方式 1回線受電
- (6) 蓄熱式負荷設備 有（3台）  
冷却能力：ダイキン冷却RSYP450P 45kw（2台）  
ダイキン冷却RXYP560P 56kw（1台）  
有効蓄熱容量：350MJ（ダイキン冷却RSYP450P）  
400MJ（ダイキン冷却RXYP560P）  
昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。  
蓄熱専用計量装置：有（一般送配電事業者の所有）  
計量電圧（標準電圧）：200V

※現在の一般送配電事業者が所有する蓄熱専用計量装置が撤去されることになった場合、供給者が契約において料金の評価を行う際は、供給者の負担により、蓄熱専用計量が可能な状態を維持すること。

なお、料金の評価を行わない場合は、供給者の負担により蓄熱式負荷設備に安全に電源が供給される工事を施工すること。

- (7) 発電設備 非常用自家発電装置

- (ア) 定格出力 150kVA：1台 15kVA：1台
- (イ) 台数 (ア) 記載のとおり
- (ウ) 用途 非常用
- (エ) 定格電圧 200V
- (オ) 系統連系の有無 無
- (カ) アンシラリーサービス料対象容量 0kW

- 2 契約電力及び予定調達電力量

- (1) 契約電力 141kW

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。各月の

契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

(2) 予定調達電力量 271,484kWh

令和4年9月1日0時00分～令和5年8月31日24時00分までの電力量見込み月別の予定調達電力量は、次のとおり

#### 月別予定調達電力量

(単位：kWh)

年 月	予定調達電力量	蓄熱（再掲）
令和4年9月分	26,238	1,631
令和4年10月分	21,166	847
令和4年11月分	17,772	320
令和4年12月分	21,541	188
令和5年1月分	22,667	245
令和5年2月分	21,194	166
令和5年3月分	21,815	167
令和5年4月分	18,437	154
令和5年5月分	17,629	111
令和5年6月分	23,012	551
令和5年7月分	28,503	843
令和5年8月分	31,510	1,515
合 計	271,484	6,738

### 3 契約期間

自 令和4年9月1日0時00分 から 至 令和5年8月31日24時00分まで

### 4 電力量等の検針

自動検針装置 無  
電力会社の検針方法 現地にて検針  
計量器の構成 電力需給用複合計器

### 5 需給地点

当庁舎敷地内に設置した、負荷開閉器1次側接続点

### 6 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

### 7 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

## III その他

- 1 力率は、契約期間中100%を保持する予定。
- 2 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- 3 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(3) 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- 4 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施）、※ 高圧電力AS（主契約料金表）による。

ただし、当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電力条件に定めのない供給条件は、別添基本契約要綱（関西エリア）及び料金表（業務用電力関西エリア）による。

- 5 燃料費調整額の算定は、公告の日を実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施）を契約終了日まで用いること。